

## 贈 与 契 約 書

(以下「甲」という。)、 (以下「乙」とい  
う。)と (以下「丙」という。)は、次のとおり贈与契約を締結した。

第1条 乙が行おうとする 整備事業 (以下「整備事業」という。)が札幌市の計画  
する保育所、幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園 (以下「保育所等」とい  
う。)の設置者として内定を受けたときは、乙の からの整備事  
業資金借入金の償還財源として、甲は、毎年金 千円 (総計金 千円)を別記の  
とおろ乙に贈与することを約し、乙は、これを承諾した。

第2条 甲は、前条による贈与を、毎年 月末日までに行わなければならない。

第3条 丙は、本契約に基づき、甲が行う一切の贈与につき、甲と連帯して保証しその贈与を行  
う。

第4条 乙が札幌市から保育所等の設置者として選定されない場合には、この契約は無効とし、こ  
れより損害が発生した場合、甲及び丙は、損害の賠償を請求することができない。

第5条 この契約に定めていない事項については、甲、乙及び丙は、誠意を持って協議の上決定  
するものとする。

上記契約を証するため、同文3通を作成し、甲、乙及び丙署名押印の上、各1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 住所  
氏名 印

乙 住所  
氏名 印

丙 住所  
氏名 印

- ※1 甲、乙及び丙(法人等の代表者を含む。)は、それぞれ別の者でなければならない。
- 2 乙について、印鑑(登録)証明書を添付すること。
- 3 甲及び丙の各々について、印鑑(登録)証明書を添付の上、次の書類を提出すること。
- ・個人の場合: 「預金残高証明書」 「登記されていないことの証明書」
  - ・法人の場合: 「預金残高証明書」
  - ・後援会の場合: 「預金残高証明書」

## 別記

年 次		贈 与 額
1	令和 年	円
2	令和 年	円
3	令和 年	円
4	令和 年	円
5	令和 年	円
6	令和 年	円
7	令和 年	円
8	令和 年	円
9	令和 年	円
10	令和 年	円
11	令和 年	円
12	令和 年	円
13	令和 年	円
14	令和 年	円
15	令和 年	円
16	令和 年	円
17	令和 年	円
18	令和 年	円
19	令和 年	円
20	令和 年	円
合 計		円

## 贈 与 契 約 書 (記入例)

〇〇〇〇（以下「甲」という。）、社会福祉法人〇〇（以下「乙」という。）と△△△△（以下「丙」という。）は、次のとおり贈与契約を締結した。

第1条 乙が行おうとする〇〇保育園整備事業（以下「整備事業」という。）が札幌市の計画する保育所、幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園（以下「保育所等」という。）の設置者として内定を受けたときは、乙の▲▲▲▲▲からの整備事業資金借入金の償還財源として、甲は、毎年金〇、〇〇〇千円（総計金〇〇、〇〇〇千円）を別記のとおり乙に贈与することを約し、乙は、これを承諾した。

第2条 甲は、前条による贈与を、毎年〇月末日までに行わなければならない。

第3条 丙は、本契約に基づき、甲が行う一切の贈与につき、甲と連帯して保証しその贈与を行う。

第4条 乙が札幌市から保育所等の設置者として選定されない場合には、この契約は無効とし、これより損害が発生した場合、甲及び丙は、損害の賠償を請求することができない。

第5条 この契約に定めていない事項については、甲、乙及び丙は、誠意を持って協議の上決定するものとする。

上記契約を証するため、同文3通を作成し、甲、乙及び丙署名押印の上、各1通を所持する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 住所 札幌市〇〇区〇〇条〇〇丁目〇番〇  
氏名 〇 〇 〇 〇 印

乙 住所 札幌市◎◎区◎◎条◎◎丁目〇番〇  
氏名 社会福祉法人〇〇  
理事長 ◎ ◎ ◎ ◎ 印

丙 住所 札幌市△△区△△条△△丁目△番△  
氏名 △ △ △ △ 印

- ※1 甲、乙及び丙(法人等の代表者を含む。)は、それぞれ別の者でなければならない。
- 2 乙について、印鑑（登録）証明書を添付すること。
- 3 甲及び丙の各々について、印鑑（登録）証明書を添付の上、次の書類を提出すること。
- ・個人の場合：「預金残高証明書」「登記されていないことの証明書」
  - ・法人の場合：「預金残高証明書」
  - ・後援会の場合：「預金残高証明書」

別記

年 次		贈 与 額
1	令和〇〇年	金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
2	令和〇〇年	金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
3	令和〇〇年	金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
4	令和〇〇年	金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
5	令和〇〇年	金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
6	令和〇〇年	金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
7	令和〇〇年	金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
8	令和〇〇年	金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
9	令和〇〇年	金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
10	令和〇〇年	金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
11	令和〇〇年	金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
12	令和〇〇年	金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
13	令和〇〇年	金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
14	令和〇〇年	金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
15	令和〇〇年	金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
16	令和〇〇年	金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
17	令和〇〇年	金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
18	令和〇〇年	金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
19	令和〇〇年	金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
20	令和〇〇年	金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
合計		金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円